

日本スリランカビジネス評議会
SLBCJ(Sri Lanka Business Council of Japan)

第1条

設立と名称

- a) 本機構は、日本におけるスリランカビジネス評議会と称し、以下「評議会」と称する
- b) 評議会は、駐日スリランカ大使館と関連のある通称協会として登録されるものとする。
- c) 評議会の事務所は、駐日スリランカ大使館内とする。事務所は又、委員会の決定によって、他の場所に変更されることもある。
- d) 評議会は非営利団体であり、個人の会員か、団体会員により運営されるものとする。

第2条

目標と目的

- a) スリランカと日本のビジネス団体の理解を深め、同時に両国の友好関係と親善の促進を図る。
- b) スリランカと日本両国の貿易、投資、技術と経済関係の増進を図り、観光業の発展にも貢献する。
- c) スリランカと日本の民間レベルでの人材の交流を支援し、研修企画と実施を図り、両国相互の経験、教育、能力の開発に役立てる。
- d) スリランカの企業の代表として日本に滞在しているスリランカ人、又は日本の企業で働いているスリランカ人が日本の現状やビジネスチャンスについて情報交換できるような集会を定期的を開催する。
- e) スリランカと日本両国の通商の拡大と日本からの投資の拡大に貢献をしているスリランカの関係団体とつながりを形成する。
- f) 日本で貿易の拠点を立ち上げる計画があるか、または将来そのような構想を考えているスリランカの関係者を援助する。
- g) 上記の件に関して、必要であれば研究調査を行う。

- h) スリランカと日本両国の通商の機会を増大させるべく、駐日スリランカ大使館と領事部との連絡を活発にし、双方にとって有益な機会の助長を図る。
- i) 評議会は、設立の目的に叶う法律に関する分野をすべて担当する。評議会は同時に、日本の会員が、合法的な活動にかかわることに制限を加えたり、干渉を行うことはできない。評議会は如何なる種類の政治的な活動に係ってはならないと同時に、第2条の設立目的に対して論戦を行ってはならない。最後に、評議会の資金や設備等を日本における政治的な目的に使用してはならない。

第3条

会員

評議会の会員は、合法的に企業活動を行っているスリランカ人、あるいは法人、または評議会のメンバーの指名があれば、入会できる。評議会の会員は、その能力を有し、献身的に評議会に尽力することのできる者のみが指名される。最終的な決定は、執行委員会で決定される。

- 1. 会員の形態は下記の通りである。
 - (i) 正会員
 - (ii) 準会員
 - (iii) 名誉会員
- 1.1 完全会員
 - a) 法人正会員は、法人、個人と特別会員の三種類がある。但しその権利はいずれも同様である。
 - b) 法人正会員は、日本におけるスリランカの法人にも、スリランカ人が株式を保有し、経営の一端に参加していれば可能である。
 - c) 個人正会員は、スリランカ人で、日本で設立されたスリランカの会社でなくその役員であればその資格を有する。
 - d) 特別正会員は、駐日スリランカ大使館と、領事館の職員に限定される。
 - e) 団体会員は、それぞれ評議会に、その企業を代表して出席する代議員を任命することができる。
 - f) 団体会員は、それぞれの代議員の代わりに、代議員が評議会に出席できない場合に備えて、代行者を任命することができる。代行者は、スリランカ人で団体役員に雇用されているものである。代議員とその代行者の姓名とその他必要な事項は、追って執行委員会に報告すること。上記に 変更が生じた場

合でも、執行委員会に報告すべきである。

- g) 団体会員は、会員権を他の企業に譲渡することは禁止されているが、議員と代行者を変更することは、この設立規約に従い行う事ができる。
- h) 評議会を構成する人員の数に、制限はないものとする。
- i) 本評議会の設立メンバーを除き、評議会に提出される新しい、かつ完全会員は、申し込みを行い、評議会印の次位になるものとする。
- j) 執行委員会は、完全会員の申込書を検討し、会員の資格を決定するに当たっては完全な判断力と決定権を有するものとする。
- k) 評議会の委員は、その任務を継続に支障をきたすような事態が生じた場合、執行委員会にその旨を通知し、執行委員会はその決定権と判断において評議員の状態を随時検討する。
- l) 正会員は本人だけのものである。ゆえに会員権を譲渡することは何人といえども認められない。本設立書に定められた例外を除き、完全会員は代行者を任命することは出来ない。

1.2 準会員

- a) 執行委員会は、準会員の加入を個人、法人格を含めて下記の条件を除いて認めるものとする。スリランカ人、或いはスリランカの法人で、その法人の代表として日本で営業活動を行っている事業体。

上記に該当するケースの場合、準会員を希望する申込者は、スリランカの本社より書面にて、準会員を希望する旨を執行委員会宛て提出しなければならない。さらに申込者は、スリランカの製品の日本における販売、宣伝とサービス等に焦点をあてた営業活動を、全体的な業務の説明と一緒に提出しなければならない。

- b) 執行委員会は、その託された決定権と全員の一致の票をもとに、一定の期間スリランカに対して密接な関係を樹立し、同時にスリランカに緊密な関係を有するものに、準会員の資格を与えることを考慮するものである。
- c) 準会員として任命された会員は、申し込みを行い、評議員の次位になるものとする。
- d) 執行委員会は、準会員の申込書を調査し、申込者の能力を検討するにあたり、完全な判断力と決定権を有するものとする。
- e) 準会員は、正会員と同額の会員費を払うものとする。準会員は会合に出席し

発言は許されるが、評議会の総会での投票権は認められない。

- f) 準会員権は、それぞれ会員のものである。故に、その会員権を譲渡することはできない。また当人に また当人に代えて会合に出席する代行者を任命することも出来ない。

1.3 名誉会員

- a) 駐日スリランカ大使、大使館商務担当参事官、総領事、それと任命された職員がそれぞれ名誉会員である。
- b) 日本に移住する非スリランカ人、或いは、日本人で、公共団体若しくは民間企業の役員は、実行委員会の全員一致の推薦を受け、スリランカビジネス評議会の総裁の招きを受けた人物は名誉会員に推薦される。
- c) 名誉会員は、票技官の年次総会と、評議会の臨時総会において投票することは出来ない。
- d) 名誉会員は、会員費を支払う責任はない。名誉会員に関する規約は、執行委員会が決定する。
- e) 名誉会員は、それぞれ会員の個人的なものであり、従って、名誉会員は、名誉会員権を譲渡したり、当人に代わり、会合に出席する代行者を任命することはできない。

第4条

会員の辞任

- a) 現会員で本評議会より辞任を希望する会員は、その意思を文章で評議会の事務局長に提出すること。提出がなかった場合は、次の年の会員費の支払いが必要になる。
- b) 辞任する会員が、その時点までに未払いになっている会費や、評議会に対する支払い或いは、未払いを清算した後、評議会よりの辞任が完了する。

第5条

資格剥奪

執行委員会の勧告により、評議会の総会で会費が未払いの会員、または、評議会の最高の利益に反すると断定された会員は、会員としての資格を一時停止、又は、剥奪することができる。

第6条

執行委員会

- a) 評議会は、総裁1名、最高11名の副総裁、事務長1名、会計担当1名、により構成される執行委員会により運営される。加えて前執行委員会の総裁、大使、大使館の商務部の代表職員、大使館の日本総領事部の代表、スリランカ航空の駐在代表、そしてスリランカ観光局の代表が非公式のメンバーとして加わる。
- b) 執行委員会のメンバーの構成は、下記の通りである。

総裁は執行委員会の最高責任者で同時に、スリランカビジネス評議会の円滑な業務の進展に責任がありさらに、戦略的な目標に向けての方向付けにも責任がある。総裁は男性、情勢に関係なく評議会と執行委員会の会議に出席する。総裁は又、執行委員会の各メンバーの任命を行う。
スリランカビジネス評議会の事務局長は、大使館の商務部の協力を得て、全ての通信、会議の準備、議事録の整理、会員の登録整頓、執行委員会の下で管理面での業務の遂行などを行う。

会計担当は、評議会の会計面の業務全てに責任がある。会計担当は、評議会の財政面での業務に一切の責任を持ち、総裁と執行委員会と密接な関係を維持する。

- c) 執行委員会が将来の政策の立案、会合、演説者、イベントの計画の政策等に責任を有する。
- d) 執行委員会は、「実行計画」と「イベントのカレンダー」を会計年度と就業年度単位で作成し実行に移す。この計画はスリランカビジネス評議会の目標の達成に直接的な衝撃を与えるはずである。
- e) 執行委員会と年次総会において採択された全決議は、その決議に反対を表明する意見がなかったばあい出席者と投票権がある欠席者の多数決で決定される。
- f) 執行委員会は入会希望の申込書を、会員として認められかその理由を明確にすることなく細かく調べることができる。
- g) 執行委員会は、スリランカビジネス評議会の名義で銀行口座を同委員会から2名名義人として選び任命する。口座はその2名の共同名義口座とする。
- h) 執行委員会は、准委員会を設け、スリランカビジネス評議会から必要人員を獲得し、執行委員会の業務を補佐し、同時に准委員会の仕事を行う。

- i) 執行委員会は業務の継続上必要であると判断したら、事務所と人員さらに関連設備を確保する。この為に必要な経費は、スリランカビジネス評議委員会より資金を調達する。

第7条

執行委員会の選挙

- a) 執行委員会の委員は、年に一度会費を完納した評議会の委員より選出される。最初の執行委員会の委員は、評議会の結成メンバーより選出され、彼らは、第一回の年次総会までその任を努める。
- b) 評議会により任命された3人の委員が、投票を管理する。
- c) 投票による選出は、被指名者が、最低一年間会費を完納した正会員でなければならない。同時に指名は、公正に提案され評議会の一般会員より支持される。
- d) 投票数が同数の場合は、そのミーティングを取り仕切る議長が決定票を投じる。
- e) 執行委員会の任期は一年間である。しかし選出された委員は、次の人気も投票により努めることができる。選出された執行委員会の委員は、三年以上継続して努めることはできない。三年の人气が終了した後に、一期任期を空けなければ、再度選出することはできない。
- f) 何らかの理由により、執行委員会の委員が一年の任期を努めることが不可能になった場合、その空席は、執行委員会により他の委員で埋めるか、評議会の委員と互選により決定する。
- g) 年次総会が何らかの理由により開催日を6ヶ月過ぎても召集出来なかった場合には、支持者が委員に役員会議を開催するように呼びかける。

第8条

会費

- a) 全ての会員は遂行委員会の決定した会費を年額で払う。
会費は毎年1月から12月までとする。新会員で1月から6月に入会した場合は一年分総額支払う。7月より12月に入会した会員は一年の半額支払うものとする。
- b) 会費は執行委員会の決定することによって、管理経営上の費用と他の経費に充てられる。執行委員会は、会費が評議会の経費をまかなうに不十分になった場合、会費を更に徴収する権利を有する。

- c) 会員が辞任した場合には、会費の返済はないものとする。
- d) 会員は自分の食事費やお茶代、その他、来客の接待に支払った同様の費用は、会員が自前で支払うものとする。スリランカビジネス評議会は、上記の出費は助成しないものとする。
- e) 会費は、毎年の12月20日までに、翌年の会費一年分を支払うものとする。
- f) 会員の資格は、会費が、設立所に記載されたときまでに、或いは、例年開催される総会の前に未払いの場合は、執行したものとされる。
- g) 会費未払いが理由で会員の資格を失効した場合、資格喪失者は、失効委員会に再加入を申請することができる。執行委員会により再加入を認められた会員は、当年度の未払い額と、執行委員会により決定される運営経費を支払わなければならない。

第9条

会議等

- a) 執行委員会の会議は2ヶ月で一回以上開催されるものとし、次回の会議の日取りは、開催された会議で決定される。総会は一年一回以上開催されるものとする。開催予定の会議の期日、時間と予定表は、事前に全会員に通知されるものとする。
- b) 執行委員会の全ての会議では、議事進行・議決に要する定足数は、最小でも執行委員会のメンバーの半数により構成される。
- c) 執行委員会は非メンバーの会議の傍聴を可能にするべく手配を行う。
- d) 執行委員会は、臨時会議開催の手配を行う。
- e) 執行委員会は会議の出席を3回続けて参加しなかったものに適正な処置を行うものとする。

第10条

総会

- a) 執行委員会は又、一年一回総会の開催を行う。全メンバーには開催の予定の21日前に総会を開催する旨を書面で通知する。総会の内容は、執行委員会からの報告、大使館の会計部門からの会計監査報告書、総裁、会計監査役、事務局長、それと、7人の執行委員会のメンバーにより翌年の会費を決定する。大使館の経理担当は会計監査をする。

- b) 執行委員会は又、下記のようなときに臨時総会を招集することができる。
評議会にとって非常に重要な問題が浮上して、執行委員会のメンバーの投票による決定が求められているのに、年次総会が開催される時期でない時である。

- c) 執行委員会は最低7名の評議会の会費を完納しているメンバーの署名した文書による通告を受領した場合、臨時総会を招集する。書面にはどのようなことを議題にとりあげるか明記され必要であれば投票にもっていかなどが記載されるべきである

- d) 執行委員会は、21日前までにメンバーに文書にて総会が招集されることを通知しなければならない。総会はランチミーティングやその他のイベントと重なる場合もあり得る。

- e) 評議会の正会員で会費を年次総会の招集される2週間前に完納した委員のみが総会で投票する資格を有する。

- f) 総会の議事進行・議決に要する定足数は、最小でも会費を完納している委員の1/3とする。

第11条

情報

- a) 執行委員会は、全ての委員に関する最新の情報を保持する。

第12条

財政と監査

- a) スリランカ・ビジネス評議会の資金は、執行委員会の指示に従って銀行預託される。評議会の資金は、支出に見合うものに使われ、評議会の目的達成の為に使用される。銀行からの資金の出し入れは、総裁と会計出納担当官が一緒に行うものとする。

- b) 評議会の会計年度は、毎年1月1日より同年の12月31日である。評議会は、構成で正確な実情を把握する為に、出納簿をつける。貸借対照表と出費と収入の申告表である。申告表は会計出納係が作成した後大使館の会計担当官の会計検査を受けるものとする。

- c) 大使館の会計担当部は、何時でも評議会の貸借表、会計簿等を確認する権利を事務局より与えられている。評議会の事務局は会計監査の義務として必要な庶務と判断した場合、大使館会計検査員に情報や説明をする。

- d) 大使館の会計担当部は、自分で作成した会計報告を年次総会に評議会の委員に提出する。

第13条

保護者と名誉会長

- a) 駐日スリランカ大使は、スリランカ・ビジネス評議会の支持者であり、同時に名誉会長でもある。

第14条

設立書の修正と変更

- a) 設立書の修正または変更の要請は、執行委員会にその主旨を年次総会或いは、臨時総会開催の前に届けるものとする。執行委員会は、提案された変更、修正をそれぞれの総会までに配布する。それらの改正案は、提案者と提案を支持する2番目の人物によって提出され、会議に出席した全員の2/3の多数決を得れば承認されるものとする。

第15条

その他

- a) すべての会員は、それぞれの現状に変化が生じ、その結果、会員としての任務の遂行に支障をきたすような事態が生じたら、文書にて執行委員会に通告する。
- b) 執行委員会は、随時会員の現状を把握し会員の種別を変更することを通知することができる。
- c) スリランカ・ビジネス評議会が解散することに決定がなされた場合には、評議会のメンバーには余剰の資産の分配は行われないものとし、そのような余剰の資産は、設立所に明記されたと同じような目的・目標をもつ他の非営利団体或いは、複数の団体に無料で寄贈するか、譲渡するものとする。
- d) 全ての会員は、例年の総会に、評議会の他のメンバーを同人の代理人、又補佐役として任命することができる。

承認

アーネスト・トレーディング
取締役社長
ララカ・シルバ

2003年7月11日

承認

ウイ・ドゥ・トレーディング
取締役社長
ウダヤ・アルッガマゲ

在京スリランカ大使館

(i) 年会費は評議会の年次総会にて決定する。